

甲 第 107 号 議 案

岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を「育児休業法」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、規則の定めるところにより、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、規則の定めるところにより、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第2条」を「第2条第2項」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第10条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第24条の3中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の3の2第1項第3号及び第26条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第26条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第26条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第39条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第63条第1号中「リツトル」を「リットル」に、「キロワツト」を「キロワット」に改める。

第67条第2項第2号中「同条第15項」を「同法第2条第16項」に改める。

第113条第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第120条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第9条の2の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第9条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第9条の4第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の4を削る。

附則第17条の3の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第17条の3の2 令和8年4月1日以後に第70条の2第1項の売渡し又は同条第2項

の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第70条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第71条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第72条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第70条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第71条の2の規定により製造たばことみなさ

れるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第71条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条の3、第26条の2第1項ただし書、第26条の3の2第1項第3号及び第26条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第17条の3の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第10条及び第10条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の岡山市市税条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条の3及び第26条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の3の2第1項第3号及び第26条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限

る。)に係るものを除く。) 」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第26条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第26条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第26条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の岡山市市税条例(以下「旧条例」という。)第26条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第26条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第26条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第17条の3の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第70条の2第1項の売渡

し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条第72条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第17条の3の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 新条例第72条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第17条の3の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第17条の3の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の特定親族特別控除を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 28 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 110 号 議 案

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例

岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 5 年市
条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等
を定める省令の一部改正に伴い、離島振興地域における固定資産税の課税免除の適用を受
けるための特別償却設備の設置期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするも
のである。

甲 第 111 号 議 案

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和 6 年市
条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方
公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、促進区域における固定資産税の課税免除の適
用を受けるための対象施設の設置期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとする
ものである。

甲 第 112 号 議 案

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第4条第1項第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 113 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表岡山市立旭公民館の項を次のように改める。

岡山市立岡山中央公民館	岡山市北区蕃山町6番53号
-------------	---------------

別表第1第13項を次のように改める。

13 岡山市立岡山中央公民館

使用区分 室名	午前9時 30分 から正午ま で	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分 から午後5 時30分 まで（平 日）	午後3時 30分 から午後5 時まで （日曜日）	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分 から午後9 時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室 （和室）	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2研修室 （和室）	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

地域と学校 連携ルーム	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円

備考

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

別表第2に次のように加える。

岡山中央公民館駐車場	1台につき	最初の15分まで無料 最初の15分を超えて1時間まで400円 以後30分ごとに200円
------------	-------	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前においても、岡山市立公民館条例第5条に基づく使用許可その他同日以後の岡山市立岡山中央公民館の使用に関し必要な手続を行うことができる。

提案理由

岡山市立旭公民館を廃止し、岡山市立岡山中央公民館を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 138 号 議 案

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例及び岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ
の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条
例及び岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例及び岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ
の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する
条例の一部改正)

第1条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関
する条例（平成6年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「2
70, 655円と28円35銭」を「293, 440円と30円73銭」に改める。

(岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
の一部改正)

第2条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例（平成20年市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386, 5
00円と5円18銭」を「419, 000円と5円62銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成等の公営に要する経費に係る限度額を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。